平成２１年（フ）第２５０号
岡山県倉敷市大内1112番地１トップヴィラ大内207号
債務者　大西　幸恵（旧姓水元）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２５１号
岡山県総社市中央１丁目19番107号
債務者　小川　敦子（旧姓信末）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
岡山県総社市清音三因780番地３
債務者　水田千枝子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
岡山県倉敷市加須山829番地118
債務者　光定　英明
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２７３号
岡山県倉敷市加須山829番地118
債務者　光定　晴美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
岡山県倉敷市松島1081番地３サンクレール中庄207
債務者　菅　　貞美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２６６号
長崎県長崎市大浜町1605番地１コアマンションマリナシティＡ―402号
債務者　出田　一浩
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６８号
長崎県長崎市香焼町2001番地６　公住22棟107号
債務者　坂瀬かおり
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１４号
長崎県長崎市東山町12番４号　松島アパート21号
債務者　酒井三根子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４号
大分県国東市国見町櫛海109番地３
債務者　木村三重子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第５２号
大分県中津市東本町５番地の25
債務者　冨永ひろみ
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第５３号
大分県中津市中央町２丁目４番50号
債務者　冨永　博之
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第５４号
大分県中津市東本町５番地の25
債務者　冨永　　隆
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第５９号
大分県宇佐市安心院町萱籠121番地
債務者　工藤　　智
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６５号
青森県八戸市大字尻内町字矢沢81番地２
債務者　蒔苗　光子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
青森県八戸市一番町２丁目３番地３　ハイム小笠原103号、前住所北海道北斗市七重浜１丁目10番33―404号
債務者　大庭　健司（旧姓新見）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
青森県八戸市大字白銀町字栗沢道８番地６　コーポヤマモトＢ
債務者　漆舘　美佐
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第４２４号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字石留41番地６
債務者　木村あち子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　盛岡地方裁判所第２民事部